

5 登録票の再交付申請

登録票を破り、汚し、又は失ったときには、次の書類を添えて再交付申請を行うことができます。

(1) 必要な書類等《申請手数料：4,000円（現金）》

- ① 登録票再交付申請書
(毒物及び劇物取締法施行規則別記第13号様式)(p17)
- ② 破り又は汚した登録票
(登録票を紛失した場合には紛失理由書【様式例3】(p36))

(2) 記載上の留意点

- ① 登録番号及び登録年月日
登録年月日は登録票に記載されている有効期間の開始年月日を記載してください。登録票の発行年月日を登録年月日と間違えないよう留意してください。
- ② 店舗名称及び所在地
登録票に記載されている店舗の名称及び所在地を記載してください。
- ③ 再交付申請の理由
破り、汚し、又は失った等の理由を記載してください。
- ④ 申請者の住所、氏名
 - ・登録票に記載されている住所及び氏名を記載してください。
 - ・住所について、個人の場合は現住所、法人の場合は登記された本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。
 - ・氏名について、法人の場合は登記された法人名及び代表者の氏名を記載してください。